

# 令和8年度墨田区立ひきふね図書館会計年度任用職員採用選考案内

令和8年1月15日  
墨田区立ひきふね図書館

この採用選考は、墨田区立ひきふね図書館の会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

## 1 募集概要等

職種	図書館事務
職務内容	ひきふね図書館での図書館業務 (主な業務) ○行事等の企画・立案・運営及び起案事務 ○事業に係る支払事務 ○他団体との連絡及び調整 ○施設管理及び運営(緊急時の対応を含む。)
勤務日及び時間	勤務日は週4日で30時間/週 ※月に数回ずつ、土日勤務及び遅番勤務あり ※年に数回、祝日勤務あり ※休憩時間は、原則1時間 通常勤務：午前8時45分～午後5時15分 (休憩時間：正午～午後1時) ※当番でずれる場合あり 遅番勤務：午後0時45分～午後9時15分 (休憩時間：午後4時～午後5時)
資格・経験	○司書、司書補、司書教諭のいずれかの資格を有する方、もしくは 取得見込みのある方 ○パソコンの基本操作(ワード・エクセル等)ができる方
採用予定期間等	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※同一の職が設置され、勤務成績が良好な場合、再度の任用を行う場合があります。
採用予定人員	2名
勤務予定先	墨田区立ひきふね図書館

## 2 受験資格

- |                                       |
|---------------------------------------|
| (1) 国籍、年齢は問わない                        |
| (2) 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方に該当しない方 |

(注) 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

## 3 選考方法・日程等

内 容	書類選考 結果通知：選考通過者のみに随時連絡
	面 接：令和8年2月4日（水） ※時間については、書類選考通過連絡時にお伝えします。 結果通知：合否にかかわらず随時連絡

## 4 申込手続

インターネットより申込みください。

申込方法	<p>①以下の申込URL（墨田区電子申請サービス（LoGo フォーム）の墨田区立ひきふね図書館会計年度任用職員（図書館事務）採用選考受験申込ページ）へアクセスしてください。 【採用選考受験申込ページ】 墨田区電子申請サービス（LoGo フォーム） <a href="https://logoform.jp/f/Nv3XZ">https://logoform.jp/f/Nv3XZ</a></p> 
申込期間	令和8年1月28日（水）まで
申込先	墨田区立ひきふね図書館 〒131-0046 東京都墨田区京島1-36-5 TEL 03(5655)2350（直通）

## 5 報酬等（令和8年4月予定：給与改定で変更になる場合があります。）

報酬	【参考】週30時間勤務した場合 月額 約227,000円（地域手当相当含む）
手當に相当する報酬等	期末手当等 ※期末手当及び勤勉手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。 ※その他、通勤手當に相当する費用弁償あり

服務	地方公務員法の適用対象となることから、常勤職員と同様、「服務の根本基準」、「服務の宣誓」、「法令等及び上司の服務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」、「守秘義務」、「職務専念義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止等」が課せられます。
分限・懲戒処分	常勤職員と同様、処分の対象となります。
休暇等	年次有給休暇が付与されます（勤務日数により、付与日数が異なります）。 そのほか、慶弔休暇等があります。
社会保険の適用	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入

## 6 その他

職免	職務専念義務が課されることに伴い、一定の職免制度があります。
公務災害 (労働災害)	特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例又は労働者災害補償保険法等に基づき、補償の対象となります。
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙

### 《参考》

#### 地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。